

令和2年12月18日

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る千葉市民活動支援センターの利用制限について

日頃より、千葉市民活動支援センターをご利用いただきありがとうございます。

この度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大局面に入ったと考えられることから、不特定多数の接触機会を減らすため、以下の利用制限を行います。

利用者のみなさまには、大変ご不便をおかけいたしますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ご理解ご協力をお願いいたします。

【利用制限内容】

- ・ 会議室及び談話室等について、既にご予約済みの利用を除き、利用を停止します。※
- ・ 館内での飲食はできません（水分補給は除く）。

※なお、既にご予約いただいている方についても、できる限り利用を自粛いただけるようお願いいたします。

【利用制限期間】

令和2年12月26日（土）から令和3年1月11日（月）まで